

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

「食」は、人間が生きていく基本となるもので、生涯にわたり健やかな心身を培うとともに、その地域の自然や文化に育まれた営みを、次の世代へ伝える役割も果たしています。

しかしながら、近年、少子高齢化の進展、世帯構造の変化、中食市場の拡大、食に関する価値観やライフスタイルの多様化等、食を取り巻く環境が大きく変化し、健全な食生活の実践が難しい状況にあります。

国は、平成17年に「食育基本法」を施行し、平成18年に「食育推進基本計画」を策定、令和3年3月に「第4次食育推進基本計画」を策定しました。

千葉県も平成20年に「第1次千葉県食育推進計画」を策定、令和4年3月に「第4次食育推進計画」を策定し、食育を総合的かつ計画的に推進するために様々な施策を展開しています。

本市においても、国・県の策定した食育推進計画の内容を踏まえ、平成20年に「第1次市川市食育推進計画」、平成25年に「第2次食育推進計画」、平成30年に「第3次食育推進計画」を策定し、関係者及び食育関係機関のネットワークによるつながりを強化して、食育の推進に取り組んでまいりました。

これまでの計画の推進により、多くの市民に「食育」が浸透し食育の実践者が増加している一方で、子どもの朝食の欠食や、若い世代や働く世代の栄養バランスに配慮した食事を実践している人が少ないなど、引き続き取り組むべき課題があります。また、食の安全・安心や、食品ロスに対する市民の関心も高まっています。

このような状況を踏まえ、第3次計画のスローガン「食育の環(わ)を広げよう！～つなぐ・広がる いちかわの食育～」を引き継ぎ、より一層食育の推進を図り、すべての市民が食に関する理解を深め、誰もが心身ともに健康で生き活きと暮せるまちを目指していくため、第4次市川市食育推進計画を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 根拠法令

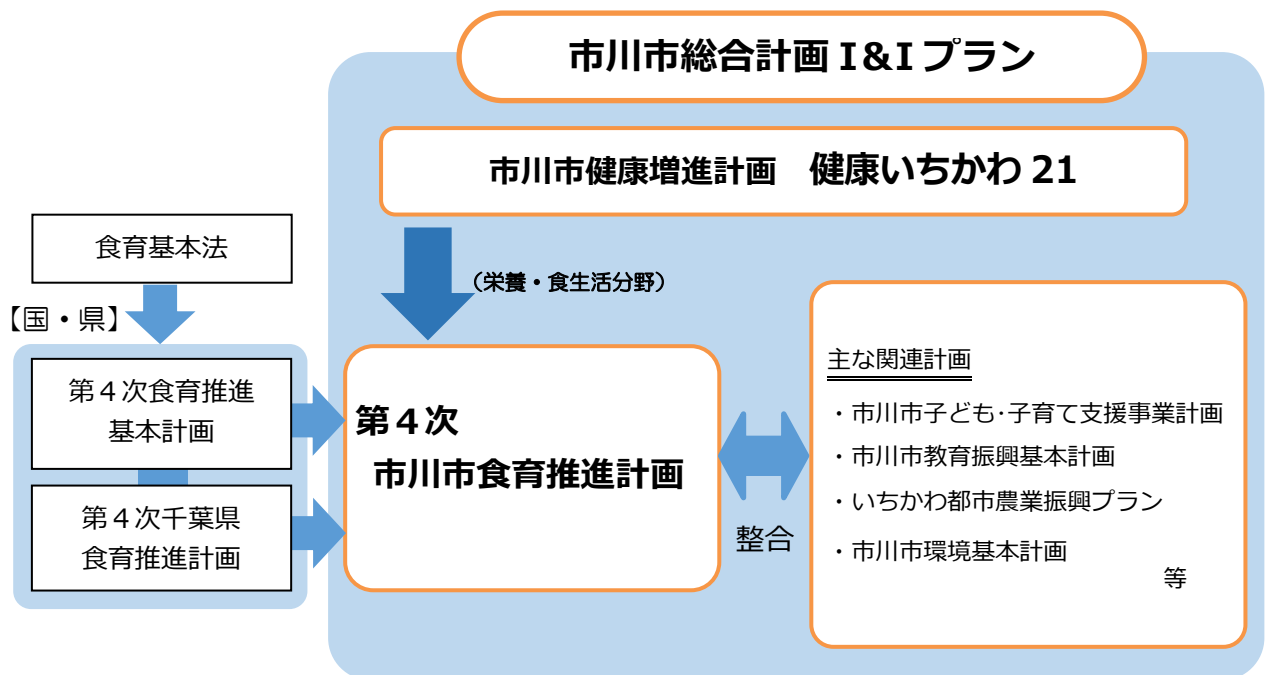
食育基本法第18条第1項に基づく「市町村食育推進計画」として位置づけられるものです。

(2) 市川市の各計画との関係

本計画は総合計画 I&I プランにおける基本理念や基本目標、施策の方向性を踏まえ、関連計画の「市川市健康増進計画（第2次版）」に掲げる「栄養・食生活」の分野の内容を具体的に推進していくためのものです。

なお、市川市では、市民が生涯にわたり健やかで心豊かに生活できる「誰もが健康なまち」の実現に向けて市民自ら取り組み、地域で支え合う健康づくりの推進をしており、そのために、「食生活」は重要な要素であるとしてとらえています。

本計画は、前計画同様、本市における食育を総合的に推進し、関連諸計画等との調和を保つものとしてします。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。
 なお、社会情勢の変化等を踏まえ、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行います。

	年度	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	
市川市	健康いちかわ21 (市川市健康増進計画)	第2次 (計画期間 平成28～令和7年度)											
	市川市食育推進計画	第3次				第4次							
国	食育推進基本計画	第3次 (計画期間 平成28～令和2年度)			第4次								
県	千葉県食育推進計画	第3次 (計画期間 平成29～令和3年度)				第4次							